

地域包括ケア病床のご案内

平成30年3月
より運用開始

当院では急性期治療後のリハビリや在宅復帰に向けた医療や支援を行うため「地域包括ケア病床」（3階病棟16床）をオープンいたしました。

◆地域包括ケア病床とは

「地域包括ケア病床」とは、急性期治療を経過し、病状が安定した患者さんに対して、在宅や介護施設への復帰支援に向けた医療や支援を行う病床です。

本来は、一般病棟で症状が安定すると、早期に退院をしていただく事となっています。しかし、在宅での療養に不安があり、もう少しの入院治療で社会復帰できる患者さんの為に、当院では「地域包括ケア病床」を準備し、安心して退院していただけるよう支援していきます。



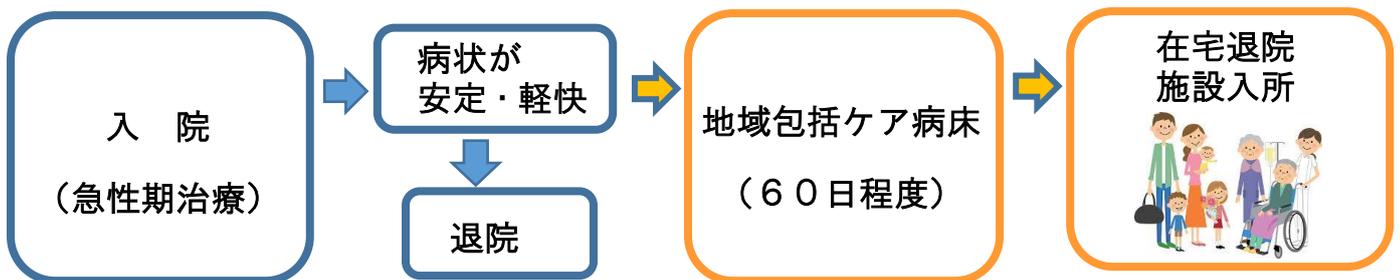
◆地域包括ケア病床へ入床すると

在宅復帰をスムーズに行うために、「在宅復帰支援計画」に基づいて、主治医、看護師、リハビリスタッフ、在宅復帰支援担当者（看護師）など、関係職種が協力して、効率的かつ積極的に患者さんの在宅支援（相談・準備など）を行っていきます。

◆どんな場合に入院となるのか？

一般病棟より地域包括ケア病床へ転棟していただく場合は、主治医が判断し患者さんご家族に提案させていただきます。ご了解いただいた場合、地域包括ケア病床へ移動し、継続入院となります。

入院期間は、状態に応じ調整いたしますが、60日を限度としております。



※施設入所：老人福祉施設を除く。

◆入院費について

地域包括ケア病床に入院された場合、「地域包括ケア入院医療管理料2」を算定いたします。これには、リハビリテーション・投薬料・注射料・処置料・検査料・入院基本料・画像診断料などの費用が含まれています。（退院時投薬、透析、手術料等「地域包括ケア入院医療管理料2」に含まれないものもあります。）

入院時に医療費の限度額認定証を窓口に表示されますと、医療費が限度額適用となります。この場合、一般病棟の場合と負担上限は変わりません。（治療内容や入院期間によっては増減する場合があります。）詳しくは受付窓口にお問い合わせください。

【ご相談・お問い合わせ】

地域包括ケア病床についてのお問い合わせやご相談は「病棟スタッフ」または「地域医療福祉連携室（退院調整看護師）」までお尋ねください。

県立江刺病院

